

○議案第18号 「鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について」

(付託委員会：文教環境委員会)

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始され、全ての鈴鹿市立幼稚園が、新しい制度に移行します。公立幼稚園の保育料の額について、国は、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、公立施設の役割・意義、幼保・公立私立間のバランス等を考慮し、市町村において世帯の所得等に応じた額を判断すべきとの考えを示しています。このため、平成27年度の鈴鹿市立幼稚園の保育料の設定に当たり、新制度への円滑な移行のための配慮が必要であると考え、現在と同じ、年額7万4,000円を上限として設定し、また所得に応じた保育料とするため、減免に係る規定を加えようとするものです。

○議案第19号 「鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正について」

(付託委員会：生活福祉委員会)

子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、公立保育所の保育料については、保育料徴収の根拠等を条例で定める必要があるため、本条例に、保育料の徴収根拠及び減免に係る規定を加えるほか、所要の規定整備を行おうとするものです。

○議案第21号 「鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について」

(付託委員会：産業建設委員会)

母子及び父子並びに寡婦福祉法が改正され、「公営住宅の供給を行う場合には、父子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない」旨が規定されたことを踏まえ、市営住宅に優先的に入居できる者として掲げるものに、配偶者のない男子で20歳未満の者を扶養しているものを加えるほか、所要の規定整備を行おうとするものです。

常任委員会審査状況

総務委員会

審査のポイント（議案第15号）

「鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」

(問) 今回新たに追加される管理職員の特別勤務手当について、災害対処等で、平日の午前0時から5時までの勤務に対し、手当が支給されるとの事であるが、出勤状況の管理方法はどのようにするのか。

(答) パソコン上の職員の出退勤に係るシステムにおいて管理する。該当する管理職の上司が、出勤状況を把握し、システム上で承認を行う。